

「チーム医療事案から検討する過失競合の認定」

令和2年度入学

人文社会科学科昼間主コース

法学・政策学履修コース

主指導教員：田川 靖紘

学籍番号：

氏名：神谷 志歩

本稿は、最判平成19年3月26日刑集61巻2号131頁（患者取り違え事件）において、被告人に求められた麻酔導入前の患者の同一性の確認の手立て及び同一性に関する疑いが生じた際にとった確認措置の妥当性、あわせて、被告人に対する信頼の原則の適用の可否を論じるものである。

第1章では、本件病院外科における、患者取り違え事件の概要（手術に関与した医師、看護師らが、心臓手術が予定されていたA（74歳男性）と肺手術が予定されていたB（84歳男性）を取り違えてそれぞれに手術を施行し、同人らに傷害を負わせてしまった。）と、最高裁判所の判旨を紹介している。

第2章では、この事件における刑法上の問題点を明らかにし、過失の競合に関する学説を概観、検討した。組織的なシステムの構築の有無という要素は、重要な要素であり、本件は、組織的なシステムの構築が不十分な業務運営の体制であった事例であるといえることができるので、被告人の過失を認めるにあたり、客観的に分業体制の欠陥があるならば、患者の同一性確認を他人任せにすることは許されず、各人が、「自ら」個別に危険を消滅する措置をとる必要があり、信頼の原則を適用する余地は乏しくなる。そして、本件被告人に求められる「措置」とは、一度手術を中断させることであると結論付けた。

第3章では、類似事案の検討を行い、北大電気メス事件、埼玉医大抗癌剤過剰投与事件について、それぞれ自説から検討を加えた。まず、北大電気メス事件については、分業体制の確立がなされていた事案であるので、信頼の原則を適用する余地があり、認定された事実関係の下では、執刀医の看護師に対する信頼を認めることができる事案であり、注意義務違反を否定した札幌高裁の結論は妥当であるとした。また、埼玉医大抗癌剤過剰投与事件については、分業体制の確立が不明確な事案であると分析し、そうであるなら、患者取違え事件と同様、被告人においても、治療方法・治療過程等を確認すべきであったことは明らかであることから注意義務違反が認められ、また、被告人に対して信頼の原則を適用する余地は非常に乏しくなるので、裁判所の判断は妥当であると結論付けた。

最後に第4章では、本稿の内容をまとめ、被告人の立場からして確認が難しかったとしても信頼の原則の適用を否定し、同一性に疑いを持ちながら手術の中断をしなかった被告人の患者同一性の確認の不確実性に過失を認めた判決は妥当といえると結論付けた。

主な参考文献

- 大野勝則「判解」『最高裁判所判例解説 刑事篇（平成19年度）』（法曹会、2011年）
- 土本武司『過失犯の研究 現代的課題の理論と実務』（成文堂、1986年）
- 西原春夫『交通事故と信頼の原則』（成文堂、1969年）
- 西原春夫『私の刑法研究』（成文堂、2015年）
- 西原春夫「監督責任の限界設定と信頼の原則（上）」法曹時報30巻2号（1978年）
- 古川伸彦「過失競合事案における注意義務の重畳関係の論定」刑法雑誌52巻2号（2013年）
- 古川伸彦「いわゆる過失競合事案における過失認定の在り方について」『理論刑法学の探求⑤』（成文堂、2012）
- 高橋則夫『刑法総論 第5版』（成文堂、2022年）
- 山中敬一『刑法総論 第3版』（成文堂、2015年）